

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年10月10日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正

1 入札に付する事項

(1) 件名

乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）

(2) 契約対象及び設置場所

乾式電子複写機1台に係る複写サービスの単価契約

愛媛県立宇和島水産高等学校 印刷室

（住所：愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号）

(3) 契約期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。

(4) 複写見込枚数

年間 203,592枚（月16,966枚×12月）

契約期間 1,017,960枚（年203,592枚×5年）

※複写見込枚数は、令和6年度の使用実績等に基づき算出したものであり、契約期間中の複写枚数を保証するものではない。そのため契約締結後に複写枚数が当該見込枚数を下回った場合において、これを理由に契約単価等の変更はできないものとする。

(5) 複写機の仕様

別添仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、1枚当たりの単価で行う。単位は、小数点以下第二位までとする。

イ 入札は紙入札により行い、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額をもって落札価格及び契約単価とする。また請求金額は、契約単価に利用枚数を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があると

きは、その端数を切り捨てるものとする。) とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5～7 年度の製造の請負（物品・役務）等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 過去 2 年間に、国又は地方公共団体等に対し、乾式電子複写機複写サービスを履行した実績を有し、適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後 60 分以内に保守職員を派遣できること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出すること。必要書類の提出のない者の入札への参加は認めない。

(1) 必要書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札(契約)保証金免除申請書【該当者のみ】

ウ 契約書の写し（過去 2 年間に於いて、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績（代表的なものを 2 件以上）を証明するもの。）【該当者のみ】

(2) 提出先及び提出期間等

ア 提出先

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室

〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号

電話 (0895) 22-6575

イ 提出期限

令和7年10月17日(金)午後4時45分まで

ウ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和7年10月16日(木)午後4時45分までに、アに掲げる場所に必着のこと。

(3) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書等の交付場所

上記(2)アに掲げる場所及び本校ホームページ

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室

〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号

電話 (0895) 22-6575

(2) 入札書の受領期限

令和7年10月24日(金)午前9時59分まで

(3) 開札の日時及び場所

令和7年10月24日(金)午前10時00分

愛媛県立宇和島水産高等学校 会議室

(4) 入札書の提出方法

持参又は郵送等により提出すること。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(5) 郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札書は、令和7年10月23日(木)午後4時45分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条 までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書等に基づき期限までに入札参加資格確認のための書類を提出しなければならない。
なお、当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
上記 2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条 までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件に係る入札公告において定めるもののほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札等に関する事項

入札に参加を希望する者は、入札公告に定める期日までに、入札参加資格確認申請書等の必要書類を添えて別記 2 (1) に提出すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 ～ 7 年度における愛媛県の製造の請負（物品・役務）等に係る競争入札参加資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 過去 2 年間に、国又は地方公共団体等に対し、乾式電子複写機複写サービスを履行した実績を有し、適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後 60 分以内に保守職員を派遣できること。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別添 1 の仕様書、別添 2 の契約書（案）、会計規則、運用基準及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入

札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (3) 入札書の受領期限
別記 3 (3) のとおり。
- (4) 入札書の提出場所
別記 3 (1) のとおり。
- (5) 提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を令和 7 年 10 月 17 日 (金) 午後 4 時 45 分までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (8) 入札金額は、本件に要する費用一切の諸経費（複写機本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等設置に要する費用等）を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額をもって落札価格及び契約単価とする。また請求金額は、契約単価に利用枚数を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札参加資格者又はその代理人は、契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (10) 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し資格審査中の者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は、落札決定の対象としない。
- (11) 開札の日時及び開札の場所は、別記 3 (4) のとおり。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加資格者又はその代理人が、開札の立会を希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (13) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(12)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (14) 入札参加資格者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場でき

ない。

- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に、別記5（1）に示す通知の写しを提出し、代理人にあっては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (16) 入札参加資格者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
- (17) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させることがある。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (18) 入札参加資格者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加資格者の代理人となることはできない。
- (19) 開札をした場合において、入札参加資格者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。
- (20) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、入札辞退者を除く希望者から、原則として2回を限度として、見積書を徴する。

<入札方式の注意点>

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、別紙様式による入札書を、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下、同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合において、本校があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加資格者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (4) 入札参加資格者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押

印すること。

- (5) 入札書は、直接提出する場合には、封入の上、提出すること。郵送等により提出する場合は、入札書の中封筒に入れて密封の上、封皮には「【愛媛県立宇和島水産高等学校印刷室設置 乾式電子複写機(モノクロ)複写サービス(単価契約)】の入札書」と記入し、外封筒の封皮には「【愛媛県立宇和島水産高等学校印刷室設置 乾式電子複写機(モノクロ)複写サービス(単価契約)】の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

5 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる入札金額×契約期間の予定総数量× $110/100$ の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) 取扱いについては、会計規則第 135 条から 137 条までの規定による。

6 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加資格者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 件名等に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる入札金額×契約期間の予定総数量× $110/100$ の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書
- (10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 条)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札書

- (11) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額が記載された入札書
- (12) その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額（落札金額×契約期間の予定総数量×110/100）の10分の1以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則第152条から第154条までの規定による。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約締結の通知をした日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約を取り交わすものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。ただし、契約書（案）中、契約金額、契約保証金、契約の相手方、契約の内訳等については、入札執行後、確定時に記入するものとする。

11 入札参加者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた本件物品等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続き上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に漏らしてはならない。

12 その他必要な事項

- (1) 契約を担当する部局の名称及び所在地は、別記４のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人又は当該契約の相手方が、本件に関して要した費用については、全て当該入札参加資格者又はその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件に関しての照会先は、別記４のとおり

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）
- (2) 物品及び数量
乾式電子複写機（モノクロ） 1 台
※なお、本サービスには、複写機を常時正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写機に必要なすべての消耗品（コピー用紙及びステープル針を除く。）の費用を含むものとする。
- (3) 複写見込枚数
年間 203,592 枚（月 16,966 枚×12 月）
契約期間 1,017,960 枚（年 203,592 枚×5 年）
※複写見込枚数は、令和6年度の使用実績等に基づき算出したものであり、契約期間の複写枚数を保証するものではない。そのため契約締結後に複写枚数が当該複写見込枚数を下回った場合において、これを理由に契約単価等の変更はできないものとする。
- (4) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (5) 契約期間
令和7年11月1日から令和12年10月31日まで
- (6) 設置場所
愛媛県立宇和島水産高等学校 印刷室
（住所：愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号）
- (7) 入札方法

入札金額は、1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まず、小数点以下第2位までの額）で行い、複写機の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等設置に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額をもって落札価格及び契約単価とする。また請求金額は、契約単価に利用枚数を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格確認申請書等の提出場所等

- (1) 提出先
愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
〒798-0068 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号
電話 (0895) 22-6575
- (2) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 入札(契約)保証金免除申請書【該当者のみ】
ウ 契約書の写し(過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績(代表的なものを2件以上)を証明するもの。)
【該当者のみ】
- (3) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。
- (4) 提出期限
公告の日から令和7年10月17日(金)午後4時45分まで
注1 持参の場合は、執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分まで。以下、同じ。)とする。
注2 郵送等の場合は、令和7年10月16日(木)午後4時45分必着とする。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所
愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
- (2) 提出方法
持参又は郵送等により提出すること。加入電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。
- (3) 受領期限
令和7年10月24日(金)午前9時59分まで
注1 持参の場合は、執務時間中とする。
注2 郵送等の場合は、令和7年10月23日(木)午後4時45分必着とする。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年10月24日(金)午前10時00分
愛媛県立宇和島水産高等学校 会議室

4 契約を担当する部局及び仕様書等に係る照会先

- (1) 照会先
愛媛県立宇和島水産高等学校 事務室
- (2) 住所
愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号
- (3) 電話
0895-22-6575

5 その他

- (1) 入札参加の可否の通知について
開札までに書面（入札参加資格確認通知書）により通知する。
- (2) 本件に関する質問
公告の日から令和7年10月16日（木）午後4時45分までに上記4に掲げる場
所に、指定の質問書により持参又は郵送（電子メール可）により提出すること。
※電子メールによる提出を希望される場合は、メールアドレスをお知らせしますので、上記4（3）にご連絡ください。

単 価 契 約 書 （案）

- 1 契 約 品 名 乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）
- 2 契 約 単 価 円/1枚当たり（消費税及び地方消費税を含まず。）
- 3 設 置 場 所 別記1のとおり
- 4 設 置 台 数 別記1のとおり
- 5 設 置 機 種 別記1のとおり
- 6 設 置 期 間 別記1のとおり
(契 約 期 間)
- 7 契 約 保 証 金 愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による

上記について愛媛県立宇和島水産高等学校長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、乾式電子複写機（以下「複写機」という。）の複写サービスに関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が複写サービスを提供するに際し、複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写機に必要なすべての消耗品等（コピー用紙及びステープル針を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

(複写サービス料金の請求)

第2条 乙は、毎月末日若しくは末日までの日において、甲の指名する検査員の確認を受けて、複写枚数を算出するものとする。

2 乙は、毎月甲に対して複写サービスの履行終了通知及び複写サービス料金の請求を行うものとする。

3 請求金額は、契約単価に複写枚数を乗じた金額（円未満切捨て）に、消費税及び地方消費税を加算した金額（円未満切捨て）とする。

(複写サービス料金の支払)

第3条 甲は、乙から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して、30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

(支払の遅延)

第4条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(複写機の保守)

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるよう定期的に乙の指定する技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

2 複写機が故障した場合は、乙は、直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は、甲に対し乙所定の料金を請求することができる。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第8条 複写機及び消耗品等の所有権は、乙に属する。

2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷するなど複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第9条 甲は、所定の設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この複写機の移動は乙が実施する。

(設置場所の変更に係る経費負担)

第10条 前条により既設機種を別の場所に移動する場合に要する経費は、甲の負担とする。

(設置機種の変更)

第11条 乙は、複写機の設置時において、やむを得ない事情により設置機種を変更する場合は、あらかじめ甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

第12条 乙は、複写機につき、乙の責任で動産総合保険を付すものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対し請求することができる。

2 前項に規定する場合において、動産総合保険で補填される損害に対しては、同項の規定にかかわらず、乙は、甲にその賠償を請求しない。

(秘密の保持及び個人情報保護)

第14条 乙は、保守の実施に当たって取り扱い又は知り得た甲の業務上の機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 契約期間の満了その他の理由により複写機を撤去する場合において、複写機内部に甲のデータが存するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(契約保証金の返還等)

第 15 条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第 1 項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに履行終了した複写サービス料金をその期間の月数で除して得た 1 ヶ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の 10 分の 1 を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 17 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第 18 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 住 所 愛媛県宇和島市明倫町1丁目2番20号
氏 名 愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正

乙 住 所
氏 名

別記 1

区 分	設置場所及び台数	設置機種	設置期間(契約期間)	
			始 期	終 期
モノクロ	愛媛県立 宇和島水産高等学校 印刷室 1 台		令和7年11月1日	令和12年10月31日

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明

確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱

いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校
校長 川野 光正 様

住所又は
所在地
商号又は
名称
代表者
職氏名 ⑩

令和7年10月10日付けで入札公告のあった「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」に係る入札に参加する資格について確認されたく、申請します。

なお、下記事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 知事の審査を受け、令和5年度から7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない。
- 3 入札参加資格確認申請書の提出期限から入札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない。
- 4 過去2年間に、国又は地方公共団体等に対し、乾式電子複写機複写サービスを履行した実績を有し、適正かつ確実に複写サービスを提供できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 5 愛媛県内に事業所を有し、保守体制が完備され、連絡後60分以内に保守職員を派遣できること。

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の10日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※ 指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札参加者が見積もる契約金額（月額賃貸借料の金額）の100分の5以上が必要です。

（例）入札書に1,000,000円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000\text{円} \times 110/100 = 1,100,000\text{円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000\text{円} \times 5/100 = 55,000\text{円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

ア 入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

イ 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

ウ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に200円の収入印紙を貼付してください。

エ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

イ 過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある場合は、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出することにより、入札保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限 令和7年10月17日（金）午後4時45分まで
- ・審査結果は、開札日の前日までに通知します。

2 契約保証金

落札者は、契約金額の10分の1以上の額の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、1(4)等に該当する場合は免除される場合があります。

別紙

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	三井住友信託銀行株式会社
	観音寺信用金庫

(注) みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。

入札(契約)保証金免除申請書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和7年10月10日付けで入札公告のありました「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」の入札(契約)における入札(契約)保証金について、愛媛県会計規則第137条（第154条）の規定により、入札(契約)保証金の免除を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

【添付書類】

過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績（代表的なものを2件）を証明するもの。

- 業務履行実績報告
- 契約書の写し

業務履行実績報告

商号又は名称.....

業 務 名 称 等	業務名		
	発注機関名		
	契約金額		
	履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
業務概要			

注1 過去2年間において、国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績（代表的なものを2件）について記載すること。

2 愛媛県が発注した業務があれば、優先して記載すること。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

入 札 者

住 所

商号又は名称

氏 名

⑨

千	百	十	円	十銭	銭

ただし、「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」
1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税抜き）

この入札保証金 円

ただし、現金 円

有 価 証 券 円

上記のとおり会計規則を遵守し、契約条項を承認の上、入札いたします。

(様式2)

委 任 状

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

住 所

商号又は名称

氏 名

㊞

私は、住所

氏名

㊞

を、代理人と定め、

下記に関する入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」

(様式3)

見 積 書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

見 積 者

住 所

商号又は名称

氏 名

印

千	百	十	円	十銭	銭

ただし、「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」
1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税抜き）

上記のとおり会計規則を遵守し、契約条項を承認の上、見積りいたします。

(様式4)

質 問 書

令和 年 月 日

愛媛県立宇和島水産高等学校長 川野 光正 様

「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」の入札について、以下の
とおり質問します。

本 件 に 関 す る 問 合 せ 先	商号又は名称	
	担当者の 役職・氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス (質問に対する回 答送付用)	

入札保証金納付書

納付金額 ￥

有価証券の		種	類	記	号	番	号	金	額
内		容							
ただし、「乾式電子複写機（モノクロ）複写サービス（単価契約）」									
第1回入札分									
上記のとおり、入札保証金を納付します。									
令和 年 月 日									
愛媛県立宇和島水産高等学校 川野 光正 様									
入札者									
住所									
商号又は名称									
代表者職氏名 印									
代理人 印									
受入	通	知	印	保	管	年 月 日			
払出	通	知	印	還	付	請	求	年 月 日	